

最判昭和 41 年 11 月 2 日民集 20 卷 9 号 1674

約束手形金請求事件

昭和三九年（才）第九六〇号

同四一年一〇月一三日最高裁第一小法廷判決

【上告人】 控訴人 原告 西浦良男

【被上告人】 被控訴人 被告 高坂先峰

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

いわゆる白地手形は、満期にこれを支払のため呈示しても、裏書人に対する手形上の権利行使の条件が具備しないのであつて、後日右白地を補充しても、右呈示が遡つて有効になるものでないことは、当裁判所の判例とするところである（昭和三一年（才）第五二九号、同三三年三月七日第二小法廷判決、民集一二巻三号五一頁参照）。所論は、確定日払の約束手形においては、振出日の記載は手形上の権利の内容の確定のために必要でないから、その記載のない手形もこれを無効と解すべきでない旨主張するが、手形法七五条、七六条は、約束手形において振出日の記載を必要とするものとし、手形要件の記載を欠くものを約束手形としての効力を有しないものと定めるにあたり、確定日払の手形であるかどうかによつて異なる取扱いをしていいのであつて、画一的取扱いにより取引の安全を保持すべき手形の制度としては、特段の理由のないかぎり法の明文がないのに例外的取扱いを許すような解釈をすべきではない。

上告人（原告）は、振出日白地で振り出された本件各約束手形を各満期日に白地のまま支払場所に呈示した旨を主張するのであるから、右各手形の裏書人である被上告人（被告）に対する本件手形金請求を排斥した原判決は相当である。それ故、所論は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠）

上告人の上告理由

一、第一審裁判所は本件約束手形の振出日が白地となつてゐるため不完全手形であり、これによつて支払呈示しても適法な呈示とは言い得ないから裏書人である被上告人に対する遡及要件を具備せず結局手形遡及権を喪失しているから上告人の請求自体理由がないということで請求を棄却し、第二審判決もこれを維持したのである。

二、成程手形法第七十五条に於いては約束手形の振出日を手形要件として規定している。これは手形が最も厳格な要式証券であることからの要求であるが本件手形のように確定日払いの約束手形の振出日は一覧払手形、一覧後定期払手形、日付後定期払手形とは異り、手形関係上はその必要性はないのである。

ただ僅かに、振出人の能力や代理権の有無等を振出の時を標準とするにすぎないのである。而して、本件手形の場合は振出人の能力や代理権の問題などは別段争点はないのであるから振出の日付に格別意味のない本件確定日払手形についても日付後定期払手形一覧後定期払手形等と同様に之を厳格に要求する必要はないのである。（法律学全集手形小切手法。鈴木竹雄。一九一頁）

三、この点第一審第二審判決は極めて形式的に誤つて解釈したものである。實際經濟社会に於いてはその殆んどが確定日払手形であり、その手形の振出日が白地であることは極めて多く、支払呈示の段階に於いてもこれを補充せざいざ訴訟となつた段階で初めて補充するといった状態である。

之を厳格に解釈すれば呈示の時には無効手形であるから有効な支払呈示とは言えない筈のものである。

斯様な実状から鑑み要式性を余りに厳格に解するときは奸悪な債務者に債務を免れる口実を提供する機会を増すことになり、善良な債務者の権利を害し、ひいては証券の流通性を阻害することになるので本件手形の如き場合にあつては直ちに之を無効視すべきものではないのである。

右上告人の主張は手形振出人に対する請求の場合と或は本件の如き裏書人に対する遡及権の行使の場合とを別異に取扱う必要はないものと解するものである。